

インボイス制度って

何?

2023年10月から
導入予定



私たちの仕事への影響は!?

インボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されると、請求書や領収書などの発行・保存のルールが変わるだけでなく、事業者間の取引のあり方が大きく変わります。一方で、インボイス制度の影響を受けない事業者もあります。

インボイス制度とは何なのか?仕事への影響は?何を検討したらいいのか?どのような手続きが必要なのか…などの疑問について

**まずは、しっかりと内容を把握して、ご自身の仕事上
どのように対応するべきかを考えることが重要です**

インボイス制度とは？

- インボイス制度とは、消費税の複数税率に対応するものとして導入される方式です。
- 一定の要件を満たしたインボイス(適格請求書等)を発行・保存する制度です。
- インボイスには、請求書や領収書のほか、納品書、レシート等も含まれます。



請求書や領収書などの様式や取り扱いが変わります (例3P)



インボイス制度が導入されたらどうなる？

- 消費税の「仕入税額控除」^{*}ができるのは、インボイスの保存がある取引のみとなります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{売上にかかる消費税} \\ \text{(預かった消費税)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{仕入れ等にかかる消費税} \\ \text{(支払った消費税)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{消費税の納付額} \\ \text{(納める消費税)} \\ \hline \end{array}$$

- インボイスは、税務署に申請・登録された課税事業者しか発行することができません。
(インボイス発行事業者を「適格請求書発行事業者」といいます)



取引のあり方が変わり、私たちの仕事に大きな影響が！

課税事業者にとっては…

消費税の納税額が増加!?

課税事業者(本則課税の事業者)にとっては、免税事業者の請求書では仕入税額控除ができない(インボイスがないと消費税の経費にはできない)ので、免税事業者との取引について、消費税の納税額が増えることとなります。

外注の一人親方さんに課税事業者になってもらえるようお願いしようかな…

控除できない消費税分を値引きしてもらおうかな…

免税事業者の職人さんとは取引をやめようかな…

でも、これまで一緒にやってきた職人さんだしな…



仕事をもらえないのなら課税事業者になるしかないのかな…

取引終了??

しかし消費税の納税は厳しいな…

値引き??

値引きを強要されるかも…

課税事業者になると事務的にも大変そうだし…



免税事業者にとっては…

取引から排除される恐れも!?

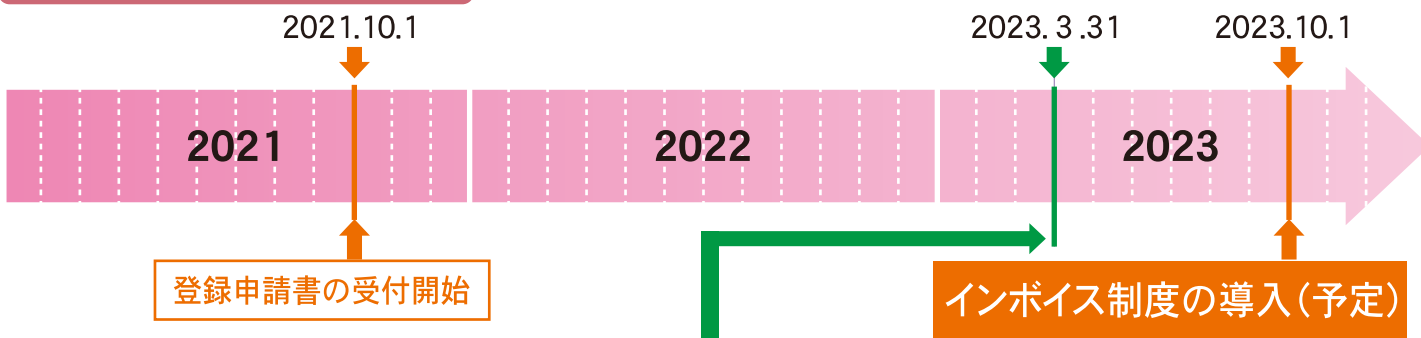
免税事業者にとっては、取引相手の課税事業者(本則課税の事業者)から「課税事業者になってインボイスを発行すること」や「消費税相当額の値引き」や「取引の終了」などを迫られる可能性があります。

注 課税事業者であっても、インボイス発行事業者に事業者登録していなければインボイスが発行できないので、上記の例では、免税事業者と同じ立場になります。

※仕入税額控除は仕入れ等にかかった消費税を差し引いて消費税の納税額を計算すること。いわば消費税を算出する際の「経費」にあたるもの

インボイスを発行する(適格請求書発行事業者になる)には

インボイス制度のスケジュール



制度のスタート時からインボイス発行事業者となるには、原則として、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります。(登録申請書の記入例 [4~5P](#))


小規模の事業者は「簡易課税」を選択できます

- 免税事業者が「インボイス発行事業者」に登録申請し、課税事業者になると、消費税の納税義務が生じ、帳簿も、これまで以上に詳しく付ける必要があります。
- 「**簡易課税制度**」を選択すると、売上を区分(材料支給の有・無)しておけば、消費税の申告書が作成でき、**事務的な手間が軽減**されます。(ただし課税売上高 5,000 万円以下の事業者のみ)
- 簡易課税制度を選択するには「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出する必要があります。

※本則課税と簡易課税のどちらが有利かは事業の状況により異なります。簡易課税制度の詳細は国税庁のHP等でご確認ください。

インボイス制度の影響を受けない事業者も

- インボイス制度の**影響を受けるのは「本則課税の課税事業者」と取引する場合**です。簡易課税事業者同士の取引、簡易課税事業者と免税事業者の取引、エンドユーザー(施主)との取引などでは、インボイスの影響は発生しません。



エンドユーザーからの依頼で仕事をしています
免税事業者のまま
仕事量も変化ありません

インボイスは強制ではない しっかりとした検討が必要!

- 「インボイス発行事業者」への登録は、もちろん強制ではありません。登録をしなくても、事業を続けることは可能です。しかし、収入や取引先との関係を含め、仕事と生活に大きな影響が出る可能性があります。
- 皆さんご自身の仕事において、**インボイス制度への対応が必要かどうか、取引先との関係も含め、十分に検討**してください。その上で必要に応じて、**取引先と話し合いの場を持つことも重要**になります。



もっと
詳しく

国税庁ホームページ インボイス制度特設サイト

インボイス制度のより詳しい情報や、登録申請手続きに関すること、Q & Aなどが国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」に記載されています。

特設サイト



インボイス(適格請求書等)のイメージ

請求書イメージ

請求書

2023年10月〇日

●●建設株式会社 御中

ご請求額 金 660,000円

品目	単価(円)	数量	金額(円)
洗浄便座●●製 型番●●	200,000	2	400,000
既存便座撤去、洗浄便座取付工事費	40,000	2	80,000
洗面台●●製 型番●●	90,000	1	90,000
既存洗面台撤去、洗面台取付工事費	30,000	1	30,000
小計(税率10%対象)			600,000
消費税			60,000
合計			660,000

振込先 ●●銀行●●支店

普通口座 0123456

カ) ケンロウコウムテン

株式会社 建勞工務店

登録番号 T1234567890123

- 税率ごとに区分して合計した金額(税抜または税込)および適用税率(10%)
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 登録番号(T+13桁の数字)=税務署へ登録申請して取得

※建設業には、軽減税率適用の取引がないので、軽減税率の対象であることを示す「税率8%対象0円(内消費税0円)」のような記載は必要ありません。



領収書イメージ

※飲食料品と消耗品を購入した場合

領収証 No. _____

○川△男様

32,700円

但 飲食料品(軽減対象)・消耗品代金として
●年●月●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

<金額(税抜・税込)>
8% 16,200円
10% 16,500円
<消費税額等>
8% 1,200円
10% 1,500円

三重県津市島崎町548
○○○ストア 株式会社

登録番号 T1234567890123

但書きは、

- ・標準税率対象、軽減税率対象、非課税等に区分ができる程度の記載が必要
(「お品代として」は不可)
- ・また、「軽減税率の対象である旨」も記載が必要

対価の額・消費税額等は、税率ごとに区分して記載

書類の作成者の記載は、屋号でも可

登録番号の記載

登録申請書の書き方

インボイス制度スタートと同時に
インボイス発行事業者になる場合の書き方
免税事業者が申請する場合(例)



おもて面

第1-(1)号様式

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書

【1/2】

令和〇年〇月〇日

〇〇	税務署長殿	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 主たる事務所の 所在地	〒 <u>ミエケン〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇</u> (千〇〇〇-〇〇〇〇) (法人の場合のみ公表されます) 三重県〇〇市〇〇〇 (電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇)
		(フリガナ) 納税地	(〒 -) 同上 (電話番号 - -)
		(フリガナ) 氏名又は名称	〇〇 夕ロウ 〇〇 太郎
		(フリガナ) 代表者氏名	
		法人番号	

この申請書に記載した次の事項(●印欄)は、適格請求書発行事業者登録簿に登録されるとともに、国税庁ホームページで公表されます。

- 申請者の氏名又は名称
- 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地

なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。
また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。

下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第67条の2第2項の規定により申請します。
※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定により令和5年9月30日以前に提出するものです。

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。

この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、口に印を付けてください。

事業者区分

課税事業者
 免税事業者

※ 次票「登録要件の確認」欄に記載してください。また、免税事業者に該当する場合は、次票「免税事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)

令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書を提出することができなかったことにつき困難な事情がある場合は、その困難な事情

税理士署名

(電話番号 - -)

※ 税務署処理欄	整理番号	部門番号	申請年月日	年	月	日	通	信	日	付	印	確
	入力処理											
	登録番号	T										

注意

- 記載要領等に留意の上、記載してください。
- 税務署処理欄は、記載しないでください。
- この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次票)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

個人事業主の場合は
住所・氏名を記入します

住所と納税地が異なる
場合に記入します

免税事業者に
チェックを入れます

2023年10月1日からインボイス発行事業者になる場合は、こちらにチェックを入れます

個人事業者の場合は個人番号、事業内容等を記入します

うらな

第1 (1)号様式次葉

国内事業者用

適格請求書発行事業者の登録申請書（次葉）

【2/2】

氏名又は名称 ○○ 太郎

該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者
※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。

個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
生年月日（個人）又は設立年月日（法人）	1 明治・2 大正・3 昭和・4 平成・5 令和 4 年 5 月 16 日
事業内容	建築業
事業年度	自 月 日 至 月 日
資本金	円
登録希望日	令和 年 月 日

消費税課税事業者（選択）届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者
課税期間の初日 令和 年 月 日

課税事業者です。
※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。

納税管理人を定める必要のない事業者です。
（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

納税管理人を定めなければならない場合（国税通則法第117条第1項）
【個人事業者】 国内に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、又は有しないこととなる場合
【法人】 国内に本店又は主たる事務所を有しない法人で、国内にその事務所及び事業所を有せず、又は有しないこととなる場合

納税管理人の届出をしています。
「はい」の場合は、消費税納税管理人届出書の提出日を記載してください。
消費税納税管理人届出書（提出日：令和 年 月 日）

消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。
（「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。）

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しています。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

国内に住所があり、消費税法に違反したことがなければ、両方とも「はい」にチェックを入れます

申請時は免税事業者ですが、ここでは「はい」にチェックを入れます

※免税事業者が登録を受けるには「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。しかし、この例のようにスタート時から登録を受けるケースの場合は、経過措置があり、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要となります。（このケースの場合、2023年10月1日から課税事業者となるため、2023年分[10～12月の3ヶ月分]の消費税の申告が必要）

※簡易課税制度を選択する場合は、「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出が必要です。（上記の例の場合、2023年12月31日までに提出が必要）

※個人番号を記入しますので、本人確認書類（マイナンバーカード等）の掲示、または写しの提出が必要です。